

桃源瑞仙年譜稿(四)

今泉淑夫

年譜(四)

文明十四年(壬寅) (五十三歳)

二月十日、景徐周麟ノタメニ漢書列伝ヲ講ズ〔漢書列伝抄〕⁽¹⁾

三月十六日、天隱龍澤ノ建仁寺入寺ニ際シテ道旧疏ヲ製ス〔扶桑五山記〕〔桃源疏〕⁽²⁾

八月以前、相国寺僧琳藏主ノタメニ字説ヲ製ス〔補庵京華統集〕⁽³⁾

コノ頃、真如寺寿春妙永ノタメニ首楞嚴経ヲ講ズ〔補庵京華統集〕〔半陶文集〕⁽⁴⁾

マタコノ年、横川景三ノ補庵京華統集ヲ素読ス〔補庵京華統集〕⁽⁵⁾

文明十五年(癸卯) (五十四歳)

正月十三日、足利義尚主催ノ幕府褒貶詩歌合ニ参会ス〔大日本史料〕⁽⁶⁾

五月二十六日、万里ノ書牘到ル〔梅花無尽蔵〕⁽⁷⁾

六月、永源寺僧祖原上洛シテ字頌ヲ横川ニ請フ、桃源先ニ与ヘシ雪鶴ノ道号ヲ更ヘテ蓮甫ト爲ス〔補庵京華別集〕⁽⁸⁾

文明十六年(甲辰) (五十五歳)

四月、伊勢ノ僧東珩僧玖ニ託シテ季弘大叔ニ書ヲ致ス〔蕪軒日録〕⁽⁹⁾

七月八日、建仁寺青松軒ニ横川等ト桂林徳昌ヲ訪ヒ詩ヲ評ス〔補庵京華別集〕⁽¹⁰⁾

八月十五日、蕉雨齋ニ於テ中秋ノ詩会ヲ催ス〔同〕⁽¹¹⁾

八月二十七日、徳大寺実淳第二ニ於テ東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕⁽¹²⁾

九月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

九月十三日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

九月十七日、東坡詩ヲ講ズ、第二卷終功〔実隆〕

十月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

十月九日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

十月十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

今泉淑夫

八月二十七日、徳大寺実淳第二ニ於テ東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕⁽¹²⁾

九月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

九月十三日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

九月十七日、東坡詩ヲ講ズ、第二卷終功〔実隆〕

十月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

十月九日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

十月十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

十月二十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

十一月四日、東坡詩ヲ講ズ、第三卷終功〔実隆〕

十一月十九日、是ヨリ先勝定院ニ移居スルカ、コノ日新蔭涼軒主亀泉集証ノ鹿苑院主惟明瑞智ヲ請ゼシ齋会ニ相伴ス〔蔭〕⁽¹³⁾

十二月二十五日、勝定院ニ齋会ヲ営ミ、亀泉ヲ請ズ〔蔭〕⁽¹⁴⁾

十二月四日、東坡詩講義ヲ風邪ノタメニ延引ス〔実隆〕

文明十七年(乙巳) (五十六歳)

二月十三日、季弘、夢ニ桃源ト会フ〔蕪軒日録〕⁽¹⁵⁾

閏三月九日、東坡詩第五卷ヲ講ズ〔実隆〕

閏三月十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

閏三月二十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

四月六日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

四月七日、晩来、横川ノ相国入寺山門疏草案ヲ亀泉ニ示ス、晩食ヲ勸
メラル(16)〔蔭〕

四月九日、東坡詩ヲ講ズ、第五巻終功〔実隆〕

四月二十三日、是ヨリ先ニ勝鬘院ニ移ルカ、コノ日小補軒ニ於テ横川
ノ入院ノ習アリ、月翁周鏡・亀泉等ト之ヲ聴ク(17)〔蔭〕

四月二十八日、横川、相国寺ニ再任入院ス、桃源ソノ山門疏ヲ製ス、
マタコノ日西堂位トシテ入寺法会ニ参与スルコトヲ予メ請ゼラレシモ
急扼之ヲ止ム〔補庵京華新集〕〔猶如昨夢集〕〔蔭〕

五月十七日、東坡詩講義延引ス〔実隆〕

五月二十七日、東坡詩第六巻ヲ講ズ〔実隆〕

六月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

六月九日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

六月十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

六月十九日、祖忌、齋会アリ、南軒ニ小宴アリ、横川・東雲景岱等ト
之ニ陪ス〔蔭〕

六月二十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

(第二部未了)

〔注〕

(1) 京都大学付属図書館清家文庫所蔵「漢書抄」六冊の第二冊「漢書列伝自
八至十五」の冊尾に「荆燕呉伝第五」が併収されて、その内題下に清原宣賢
筆で「文明十四年壬寅二月十日、桃源講、宜竹景徐聞書也」と書き込みが
ある。

第一冊「漢書列伝抄」之冊は表紙に「桃源梅岑抄」と墨書があ
り、宣賢筆奥書に「以桃源自筆本仮手於他写之待從三位清原宣賢」とあ
り、竺雲等連の講を桃源が抄書したものである。かつて『史記抄』に桃源
が「漢書を妙智に聴く」云々としたものに当る。長祿三年ごろから開講さ

れ、太極藏主なども聴聞し、それまで公家の学統では「末師行」であった
前漢書にはじめて加点了画期的な作業で、桃源が近江に応仁の乱を避け
る応仁元年八月までに成立したものとされる。これについては先稿(一)
注(9)(補2)に触れた。この一冊は尾道短期大学国文研究室から『漢書列
伝竺桃抄』と題して写真複製が出された(昭和四三年)。

ところでこれら六冊の漢書抄をめぐって、大塚光信「漢書抄について」
『国語学』昭和三四年三月)があり、講者・聞書者等について整理され
ている。それによれば第四冊「漢書抄高帝紀上・惠帝紀」第五冊「漢書抄
文帝紀・景帝紀」第六冊「漢書抄哀帝紀・元帝紀・成帝紀」の三冊の帝紀講につい
て、第四・五冊が史記抄を多く引用すること、第六冊の分は史記抄に記事
がないために引用されないが「私謂」「私云」など自説をのべる形式が一
致することから同一人の抄とみなし、この「私」を桃源の近くにあつて史
記抄を引用する便宜のあつた景徐であるとされる。また時期について、第
四冊に「閏二月八日講」とみえることから、史記帝紀抄の成立した文明九
年から閏二月のある明応五(あるいは永正十二)年の間の成立とする。

問題の第二冊は、その表紙中央に「綿谷講 宜竹軒聞書也」と墨書があ
り、綿谷周隠の講を景徐が聞書したものである。講義の年時は、文中に
「九月三日」、ついで「応仁初元丁亥五月二日」とみえることから、少な
くとも前年の文正元年から応仁元年五月にかけての講義であつたことが知
られる。綿谷の漢書講義は横川と桃源も聴いたことが他の史料にみえる。

「松鷗曾居寿星東軒、為余講漢書也、而口中未終其業、為可措矣」(補庵
集)「相国寺」(相国寺)「百年桃源老人、蚤歳有癖於遷固之書、就竺雲之与綿谷而学此書」(京華統
集)「幻雲文集」とみえる。綿谷は先稿(一)にふれたようにながく瑞溪周鳳の許
で勉学を続けた学究で、応仁の乱を師の瑞溪に従つて北岩藏に避けて、退
居生活のうちに文明四年に偶々出京して急死した。瑞溪に期待された人で
あつたが、乱前に講義をした史料は右のほかにはみられないし、横川・桃
源と景徐の関係からみて、これらの講義は同じものを指す可能性が大
きい。

綿谷の法嗣に文捨寿頭という人がいたが、この文捨に桃源は漢書列伝を

講じたことがある。さきの「漢水余波序」に「文明中興之後、住京、等持、為綿谷姪文捨講之、始項籍伝、未幾又從鮮于傳而講之、所謂不多」と見える。注意すべきはこの講義が桃源の等持寺在任時になされていることである。先稿(三)にみたように桃源の等持寺入院は文明十三年八月六日のこと、のちに退院して相国寺勝定院に移るが、勝定院関係の記事がみえるのは後述の文明十六年十一月二十五日条なので、おそらく原則通りに三年二夏の在住であったと思われる。したがって文明十四年の列伝第五の景徐聞書はこの等持寺時代のものであったことになり、文捨に対する講義もこの時のものではなかったかと考えられるのである。当時の慣例として先学の講義は特定の個人に限られず同学の多数が列席する通例であったことは、長祿時の雲章一慶の清規講やさきの漢書列伝竺桃抄の例が示すところである。

ここでなお「漢水余波序」が「文捨の為に」と記すことにこだわるとすれば、さきの桃源・景徐が列席したと思われる綿谷講の場合にも横川が「余の為に」と表現していたことから、この表記は必ずしも聴聞者を限定するものでなかったことを想起すべきで、さらにこの「序」の文飾的性格を指摘することもできる。たとえば右に引用した部分のすぐ後に「後遷勝定先廬、為亡友與彦龍講帝紀、龍嬰沈痾而逝矣、故帝紀不畢焉」と続くが、これは勝定院に移ってから彦龍周興の「ために」帝紀を講じ、彦龍の死によって中断したかに読めるが、彦龍の示寂は延徳三年六月のことで桃源は既に寂していたので正確な表現ではない。ただ文明十六・七年頃、ちょうど桃源の勝定院退居にあたる頃、彦龍は病臥することが多く、折角はじめられた講義もそのために期待された彦龍の受け継ぐこととならなかつたという事情を省筆してのべたものとみられるのである。因みにこの帝紀講が清家文庫の第四・五冊と深い関係があったろうこと(すなわち景徐の同席)が十分に推測される。

つぎに清家文庫の第三冊「漢書列伝抄一之三」について。大家論考によればこの冊は桃源の史記抄と共通する部分が多く、史記抄成立後(したがって上洛後の)桃源講の聞書と考えれば最も理解しやすいという。しかるに文中に「今蕉了翁所講ハ東北ノナリ」(九四)と記す箇所があつて、(講

者が自身を三人称で語ることはありえないから)この冊は桃源講景徐聞書ではなく、景徐の「抄」であろうという。しかしながら氏の文脈が、「聞書」でないことが桃源の講義の不在を暗に示すかに読めるようになっていゝるのには問題がのこるだろう。その後の氏の論考によれば、抄物文体の重層的性格が指摘され、抄物の口語的文体は聞書者の姿勢によっては文語体にもなりえた、文体として再構成された口語体であるという(大家「講義の文体」、『講座日本語学』8・文体史Ⅱ、昭和五七年二月)。「今蕉了翁所講ハ」云々も、第二次的な文体に整理された「抄」の文言としてみれば、必ずしも氏のいわれるような桃源講景徐聞書という講義の存在そのものを否定する根拠(五一頁)にはならないと考えられる。とすれば、さきの等持寺入院後に文捨に対する列伝第一項籍伝の講義がなされたという「漢水余波序」の文章と、文明十四年の景徐の「第五」聞書の存在から、この「漢書列伝抄一之三」も同時の講義にもとづくものと考えられないだろうか。講義の実態については後考すべきことが少なくない。

つぎに文明十四年の桃源講は何故第二冊の綿谷講の冊尾に併録されたのであろうか。もと別冊であったのを宣賢の段階で新たに併されたことも考えられるが、表紙に「奥ニ五ノ巻アリ、是桃源講也」という墨書があつて、これは綿谷講の冊に桃源講の混在することに注意を向けるための初歩的な注記とみて、一応景徐の原本にすでに併せてあったものと考ええる。この問題は第三冊の性格と絡んで、第三冊が桃源講景徐聞書をもとにしているのであれば、むしろ巻の近い第三冊に併せた方が講者との関係からみても理解しやすい筈である。しかるに何故第二冊に併せたか。

ふたつの理由が予測される。ひとつはやはり「抄」と「聞書」の差異の問題である。第二冊の講者は綿谷と桃源の別があつても景徐聞書として一括しうる。やがて景徐自身の「抄」として再構成するための素材として聞書類を統一したことが推測される。ふたつには綿谷と文捨の法脈の関係である。景徐は発起人を問わず桃源の講義に列席できる立場にあつた。文捨の「ために」という開講の動機を示すかみえる語が同席者の存在を排除するのではなく、発起人をこの場合指しているのであつたとすれば、桃源には綿谷の学恩に報ずるために文捨に講ずるといふ意識があつたであろう

し、早逝した綿谷の学統継承への期待は景徐の共有するものでもあって、それが綿谷講の冊にこの聞書を付するもうひとつの契機であったろう。以上推測を重ねて煩しいが、当時の叢林内部における学習の細部を窺うよすがとなしうる。

(2)

『扶桑五山記』の建仁寺二百十八世の項に「天隱龍澤十住、山門・諸山・江古門湖正宗・道・旧・桃・源」とみえる。(龍統)但しここに文明十五年とするのは十四年の誤りである。天隱の語録「翠竹真如集」一に「東山建仁入寺」法語の全文が収められているが、その「六月望上堂」法語に「因日野唯称院七周忌、曉上堂」と注記があり、日野勝光は文明八年に卒去したので七周忌は文明十四年に当る。また七月五日の「開山諱拈香」に「壬寅之歲、夷則之月、正當今日、伏迎開山千光祖師大和尚忌辰」云々とあり、文明十四年の在位が明らかである。同法語の終部に「二月廿六日退院」とあるのでこの時退院したことが知られ、続いて「再任法語」があり「文明十五年癸卯八月旦」と注記するので再任の日時も知られる。同集には八任法語まで収める。諸師の法語等を雑集した「糟粕」(東大史料編纂所蔵)にも「天隱和尚住建仁禪寺法語」を収め「文明十四季壬寅三月十六日」の注記がある。これらによって『扶桑五山記』の文明十五年とする誤り、及び『建仁寺住持位次簿』にも十五年とする誤りを正すことができる。大日本史料は既にこれを訂正して文明十四年三月十六日条に關係史料を掲げる。

桃源のこの道旧疏は積翠文庫旧蔵「桃源疏」に収められ、本文は「大日本史料」延徳元年桃源伝記史料中に掲載されている(八一―二九―一四四頁)ので省略する。年記はみえないが天隱初任の時の疏とみてよいだろう。当時五山においても数任に及ぶ慣例ができていて再任以下は略式に従い、ある場合には後述の横川のように初任は形式上で実際に入院せず、再任の時入院するなど次第に叢林の規式は弛緩しつつあった。天隱の場合は初任の際に規式にのっとりなされたものであろう。

(3)

『補庵京華統集』代笠齋記に「万年杏雲琳藏主、乃江之瑞石円庵師直下真孫也、予以丁亥之歲、避乱瑞石、於是乎、山中人喜予寓此、帰者如市、

就中琳也、羶慕之、臭逐之、及予歸也、從而入洛、且夕執侍巾匣、以代予勞、每值假日、閉戸讀書、尚友古人、可謂勤矣、○中琳字々説、予友桃源製之、無余蘊矣、不獲已齋名々記耶」云々とみえる。もと永源寺の僧で横川が近江に乱を避けた際に師事して以後、横川を慕って遂にその帰洛にも従って相国寺に掛塔し横川の身辺に侍したようである。その履歴も不明の人であるがこれまでの経緯の縁を以て字説を桃源が製したのであろう。作った時日は不明であるが、この記の文末に「文明十四年歲舍壬寅八月吉辰」とみえること、横川の帰洛が近江行間もなくのこと山上でのことにしては早すぎるだろうし、やはり桃源の上洛後のこととみる方が自然と思われるのでこの条にかける。

(4)

横川景三の『補庵京華統集』文明壬寅記事に「真如長老寿春翁、(文明十四年)就京等持桃源師、聽峻嚴講、当其散席也、予亦焉、長老作偈慶贊、蓋擬長水絶筆頌也、待其講競而和之、如二十五聖、各說円通也、拙偈一首、竊吹其列云、稽首西天仏頂王、扶桑国裏現毫光、峻嚴覆講日何日、待看真如会法堂」とある。寿春は絶海法嗣の南州乾能の法嗣で、同じく絶海の法嗣明遠俊哲の法嗣である桃源とは法系上の兄弟に当る。寿春がこの年真如寺住寺であったことは景徐の『翰林葫蘆集』の文明十四年の詩部に「紅葉已霜余真如寺、山号方」とあることから知られる。右の『統集』記事によれば、その終講に際して横川も列席して、寿春の慶贊の頌詩に和し、その他の参列者も和したことがわかる。但しこれらの聴講が初講からのものなのか、終講の時のみ他僧も列席してこれを祝う慣例が当時存したことによるのか不明である。彦龍周興の『半陶文集』に「辛亥真如寿春老人、就桃源聽峻嚴講、以頌唱和、謹依其句、秘密伽陀心咒王、梅花保雪漏春光、円通五々品題、白髮文殊下学堂」とあり、彦龍もこの席に列したことを知る。なお寿春の履歴と文芸活動については朝倉尚「寿春妙水小論」禅林文壇における文筆活動―(『国語国文』昭和五七年八月)がある。桃源が文明十年八月、永源寺において「首椽嚴経」を講じたことは既に先稿(二)、同注(96)で触れた。また文明十三年四月永源寺において彦龍が同じく桃源の講を受けたことも『半陶文集』春龍字説にみえる(同注)。これらは山上

における講義であったがこの度のは京におけるもので、さきの漢書列伝の講の後にもなされたのであろうか。永源寺山上の桃源の生活を聞く者には興味深いものであつたらうし、また在京の僧が桃源を歓迎する意も含めての開講であつたかも知れない。桃源自身にとっては山上の研鑽の余韻のなかでの生活であつたことにならう。

(5) 『補庵京華統集』の末尾に「桃源仙句頭、七十九」とみえる。(横川景三)

この集は文明十二年七月から十四年十二月までの稿を収め、文明九年正月から十二年七月六日までの稿を収める『補庵京華後集』末尾には「蘭坡句読 七十二丁(横川景三)」とみえて蘭坡の一覽を経たことを示している。かつて横川は応仁二年四月、一初景統と共に永源寺山中を下りて帰京する際に、近江滞在中の詩文稿を持って敬愛する瑞溪周鳳を北岩藏に訪ねて一覽を請うたことがあつた〔先稿(一)注(12)〕。こうした書証が明らかかな場合は少ないが、当時の学僧の間に自作の稿を信頼する人に示して素説を請う慣例があつたようである。後世に詩文を示すための学僧の心構えとそのルールの存在を暗示する一例として後考すべきことに属する。『統集』は十二月二十五日までの記事を含むのでその句頭は翌年のこととも思われるが、『統集』の年次にかけてここに触れた。

(6) この時の関係史料は大日本史料同日条に整理されている。乱後の会では規模の大きな詩歌合で、当時の主だった公家を中心に、禪僧は將軍家連枝の同山等源(この人はまもなく三月廿四日に示寂する)と宗山等貴を除けば、蘭坡・横川・桃源・景徐・功叔(周全)の五人で、はじめの四僧は当時の評判から推して順当な人選で、功叔の場合は別に特殊な事情があつた。『詩歌合』の注記に「此時平僧歟、相国大智院僧、俗姓將軍家人、其比有覺歟」とある。將軍家近習の南堂居士という人の俗弟で、兄は足利義政の信頼が厚く、景徐・横川・彦龍らと交友があつた。文明十七年四月の結制に相国寺に乗扱をとげ、十八年の桃源の相国入院の際には上堂問禪を勤めた。この詩歌合は義政の愛顧をうけていたために「平僧」(『実隆公記』によれば「蔵主」の位)であるにもかかわらず人選に入ったものとみられる。功叔は義政卒去の際に横川・亀泉と共に臨終の席に侍して別格扱いをうけてい

る(『蔭』延徳二・正・六条、七条)。この人選によって桃源の評価が定着していたことが伺われる。

詩歌合は義尚が自ら「雪中鶯、江畔柳、山家梯」の三題を近衛政家ら公家には四日、横川らには五日に予め出題して十日に進上させたものである。左右各二十人、各三首の一百二十首が進上された。左方が詩、右方が和歌を詠じ、詩読師は海住山高清、和歌読師は中院通秀、詩講師は東坊城和長、和歌講師は大館尚氏で、この人選については、「歌尚氏也(御製等在此内、不、詩方読師海住山、)、歌方中院也、是又不甘心(『実隆公記』)」と一部に批判があつた。この「不甘心」は通秀のことを指すらしく、『詩歌合』の注記に読師通秀の下に「依有御製、被用上首歟」とみえる。公家の側からすれば和歌師範である飛鳥井雅親もしくは雅俊が講師、読師を勤めるべきとする意識があつたのであろう。この頃飛鳥井家の内部に紛争があり、それまで雅親の後継をしていた雅康が十四年三月四日、松本に出奔して出家する事件があり、その後の余韻が残っている時期であつたのである(今泉「文明二年七月六日付飛鳥井雅親書状案をめぐって」『日本歴史』昭和四四年二月)、幕府はこの問題への介入を避けたのであろう。大館尚氏は武家の歌人としては既に名が知られていた。義尚の初めの意図では「不論詩歌各決勝負」という活発な評を期待したが、横川らの「詩可識、歌不可識也、歌人又曰、歌可識、詩不可識也」という異議が出され、結局「詩人評詩、歌人評歌」ということに落ち着いた。評は『詩歌合』の各番にみえて、やや抽象的で勝負の明確でないものになつている。義尚と富子は兼中で会の様子を聴いた。因みに参会者は左方詩作者が、関白(近衛政家)・左大臣(西園寺実遠)・内大臣(徳大寺実淳)・同山・宗山・従一位通秀(勅修寺)・権大納言教秀・権大納言高清(海住山)・左近大将冬良・大藏卿経茂・権中納言広光(三條西)・権中納言実隆(勅修寺)・蘭坡・横川・桃源・周麟・周全・卜部兼致・東坊城和長、右方和歌作者が女房(後土御門院)・無品親王(後柏原院)・式部卿親王(伏見宮邦高)・前関白太政大臣(二条持通)・青蓮院尊応・実相院増連・権大納言義尚(足利)・入道左大臣(三条実量)・右大臣(大炊御門信量)・相院増連(高倉)・飛鳥井雅親(勅修寺)・冷泉(飛鳥井)・親長・永継・宋・世・教国・政為・為広・雅俊・尚氏・政行・宗伊で、

当時の歌壇を網羅するメンバーで、幕府が歌壇を統御する意思を如実に語

る詩祭であった。この後桃源は徳大寺実淳等を介して公家との交渉を持つに至るが、帰洛して間もない桃源が洛中の社交会に参入する契機としての詩歌合は少なからぬ影響を持ったことが推測される。この詩歌合が後年にまで記憶される記念すべき会であったことは、『蔭涼軒日録』(延徳三・五・廿三条)に「曾於小河御所有詩歌御会、蘭坡・横川・桃源、三老陪御宴、各作三題、其一題山家梯有之、横川和尚山家梯詩云(中略)三題各賦三首、今日於古籾古中見其早案、皆奇絶也、愚只誦此一首暗書之也」とあることによっても伺われる。

この時の作品は水府明徳会彰考館蔵本『詩歌合』一冊(架番号〇六五七六)(該本は文明十四年九月廿八日詩歌合、文安三年九月日詩歌合と合本で、十四年時の書写奥書によれば「延宝六年仲秋日 実陰」の謄写本である。十五年時の本奥書に「文明十五年正月十三日將軍家有詩歌合、江湖僧等相交、仍詩者僧中評之、歌者公卿判之、合而不分、詩歌之勝劣無披講、只誦耳、左者誦上之、右者尚氏誦上之、後經教日書写之、不得官暇之間、於燈下叨執筆扣硯、頗只期後日之清書矣、本云文明十六年四月七日書写、侍従和長」とあり、時期といふ當事者の執筆といふ信頼すべき写本)に収載されている。

これによれば桃源の詠詩は「十六番、左、桃源瑞仙 十日東風吹雪残、曉鶯聲濕晚鶯乾、金衣漸暖宮花底、和氣入歌春不寒、申殊勝之由、右、左衛門督為広、たに水へいとこほりし雪のうちひとりなる鶯の聲、歌の姿宜侍り」、「廿六番、左、桃源、鴨緑江東柳已絲、金鞍繫馬雨晴時、祇今行樂離人少、不向春風折一枝、申殊勝之由、右、式部卿親王那高、をのつからみとりかへらていく春をふる江の水になひく柳を、ことなる事ななくきこえ侍りし」、「四十八番、左、桃源、路入山村斜日紅、人家隔岸往來同、蹠雲不覺梯滑、窮谷深林王化中、尤殊勝、右、入道左大臣、庵しむる谷のかけはし朽にけり都のつてのなをや絶なん、やさしくきこえ侍り」(傍点引)とみえて好評であった。左方詩の判詞の中には「無指證之由申之」(一番、関白政家詠)、「雪中之意頗不足歎」(二番、左大臣実遠詠)、「一二之句三四之句意頗相違歎」(七番、権大納言教秀詠)、「無得無失」(九番、入道左大臣禪空詠)、「燕南之字不足歎」(十三番、参議基綱詠)、「雖宜幾

絲万条重疊」(三十一番、左近大将冬良詠)といった、身分に拘りなく忌憚のない評のなされたなかでの評語である。他の蘭坡・横川・功叔周全の詠も好評であった。「詩可識」とした彼等の自負に対する評価でもあったことになる。

この頃義尚は將軍主導の歌壇経営に意欲的で、二月に和歌打聞編集事業に着手し(大日本史料、文明十五年二月一日条)、この事業は途中で頓座して完成しなかったが、それでも幕府宮中に詩歌活動の氣運を生んで、三月十三日には宮中に月次聯句御会が興行されて、この詩歌合のメンバーたちがその後も活動する様子がみられる(大日本史料同日条)。興味深いのはこれらの詠草に蘭坡・天隱・横川らの加点が求められていることで、廷臣内部でも五山詩僧の参加を迎えようとする氣運が表面化しつつあった。宮中では既に文明十年ごろから和漢聯句会が盛んに興行され、文明十三年七月には「月次御会」と称されるに至っていた(『実隆』七・二条)。この前後の経営の様子は国米秀明「漢和聯句・和漢聯句について、付、漢和聯句・和漢聯句張行年表(文明七年・長享二年)并、文明十三年和漢聯句連衆表」(『国文学論叢』昭和六〇年三月)に整理されている。

この氣運の中で文明十二年八月には、蘭坡に題を賜い、五山僧徒と廷臣に詩歌を詠進せしめることも行なわれた(大日本史料、八・十四条)。文明十四年の詩歌合と十五年の詩歌合はこれら一連の動向の中で行なわれたもので、廷臣と五山僧の接近は、漢学全体における叢林学芸の活性化を背景に、応仁の乱後の特長的な傾向でもあった。さきの彰考館本『詩歌合』中の文安三年時のそれに五山僧の参加がみられないことはこの時流を暗に反映している。なお当時の連句御会の張行の実態とこれに参加した禅僧については、朝倉尚「禁裏連句連歌御会と禅僧—文明後半・長享・延徳・明応期を中心として」(『中世文芸』五十一号)を参照。なお留意すべきことはこうした御会の集積が他方で次第に遊戯性を増幅して「和漢狂句」の会へ展開してゆく傾向も含んでいた(沢井耐三「文明十八年「和漢狂句」について」『愛知大学文学会文学論叢』七十七輯、昭和五十九年十二月)ことである。さきの横川らの「詩可識、歌不可識也」とする言と身分に拘らぬ厳しい評言とは、あるいはかかる潮流の中でなお詩禅一致の問題を手放さぬ

ための自戒の表現であったのかも知れない。

(7) 万里の『梅花無尺蔵』六に「答等持桃源禪師書」として桃源苑の万里の書状がみえる。以下読み下し文によって示す。

漆桶万里頓重す、書を贈られしこと慙懣々々、三読して止まず、一幅の文は終始関鍵にして開くもあり闔づるもあり、四瀆の百川を納むると雖も或は匯ぎて広沢となり、千里に汪洋たる如し、況や堂上師は、事に蒞むこと繁くして不肖のことを忘れず、又た且つ不肖を先達竜象の間に齒べて件々推重せらるること、実に敢えて当らざる也、亦た堂上師をして品と藻の論を時人に信せざらしむ、不肖、服を換えて以て還するに、平生の面を識るもの、笑うあり、罵るあり、涕泣するあり、その笑う者は情の疎きなり、その罵る者は情の親しきなり、その涕泣する者は情の心切なる也、三會(周鏡)・小補(魚翁)・大昌(龍澤)・天隱(宗鏡)・栖老(集註)・松泉(曹源寺)・及び堂上師は心切なる者と謂うべき也、然りと雖も二十年來、天長く水積りて鴻は断ち鯉は沈み、隻字片言の往來無き間に、但だ三會・大昌及び堂上師に数次之を奉けるのみ、知る所を見て喜び、(以)知る所を見て喜ぶは、豈に去國の常に非ずや、奉けしもの已に手に落つれば則ち温然たる匹の眉宇の春に對するに似たり、吁、不有、死灰稿木のごとくにして、齒牙の墮つること四五、故に語は訛して洛音悉く變ず、六十の年は忽焉として既に至る、不肖、纒かにその四を除き、堂上師亦たその六を除く、余生幾くならず、互いに歎息するに遑なき也、堂上師、嘗て提綱豎括して、飯高の丹を雲門の鑑の内に細鍊し、人天悉くその法味に霑う、今又た等持に住して三昧を王んにし、再び叢林礼衆の綱を張る、不肖、遙かに瞻望して以て一椀の香を焚くのみ、その法筵の仕儀に陪する能わざるは、前業の拙き、慙愧の積ること山の如き也、伏して承るに、(景徐周照)宜竹主盟、今茲の結制に仰嶠の位に拠って説法し、四坤維を聳動すと、祝々、千歡百拊たり、以て景龍翁(宜竹の家父大節景龍院)をして之を聞かしむるなきを遺恨となす也、(景統)統一初南遊すと、尤も羨むべし、大唐國裡に亦たかくの如き表物ありや否や、(景曇)春陽・季玉・彦龍の動止や如何、(肩輿)売書漢文恩は信宿して去り、豪底は満たず、若し會(たま)ま小を取りて足るの旨を知らんと欲すれば則ち幸

甚たり、賜う所の書尾の佳篇は、不肖曹部を顧みずその韻を同じくするもの十章、謹んで別幅に備う、尔來眼は已に昏花にして、故を以て書を作るに倫ならず、字を成さざる也、時今の暑威は溷濁にして堪えざらんとするに似たり、不審、尊候万福なりや、謹んで手状を勅す、文明癸卯仲夏二十六日、梅花無尺蔵漆桶万里、頓首々々、恐懼々々、等持方丈閣下侍可に拝答す、

万里はこの時すでに法諱「集九」を称していない。還俗生活も次第に安定してきた頃の書信である。「心切なる者」として名を挙げた人々と万里の大乱直後の交渉のあらまはは次の如くである。応仁元年三月、常在光寺に一華建曹の莊子講が開筵された時、万里は天隱龍澤らと同席、その後近江淨行禪院に赴き越年、同二年淨行禪院から正伝庵に移る(この間三月から五月にかけて柳溪真厚の鷗隣亭に仮寓)。この頃、横川と景徐は永源寺龍門庵に在り、二年二月二十三日景徐は近江草野に両親を省し、横川は四月九日に一旦上洛して再び近江に戻った。文明二年三月、横川は草野の醍醐教寺に景徐を訪ね、その前後に景徐と共に万里を正伝庵に訪う。一方蔭涼軒季瓊真寶は文正元年益之集箴と共に近江に寓居、益之は一旦伊勢に移るが乱が伊勢に及んで再び近江牛山に戻り季瓊と同居、龜泉集証も同居した。彼らは共に一山派に属する師弟兄弟の間柄で、しかも夢窓派の拠点である相国寺内部で蔭涼軒に拠って結束する同志であったが、季瓊が応仁の乱に深く関わる事があつての流浪の日々であった。その季瓊を万里は応仁二年に訪れ、季瓊は翌文明元年八月十一日に飯寓先で示寂。その忌日によって同二年九月十一日に相国寺雲頂院に一山派の僧が会し、万里も同派の一人として上洛、この時の詩宴の詠が「兵間小集」と題して残る。題の如くに兵乱の間隙をぬって法友が集つたものであった。この後に万里は美濃へ下つたのである。この小集で諸僧は何を語らい、覚悟を定めたのだったか。以後万里は還俗の生活に入り詩文に活路を見出す。

注目すべきもう一通の書状がある。同じく『梅花無尺蔵』にこの桃源への返信のすぐ後に収める「答宜竹景徐禪師書」がそれである。「伏承、今茲結制、閣下説小釈迦之禪、六爰震動、祝々」、「(補1)売書漢文恩、其棄未滿而帰、汗顔々々」などの文言が桃源への書状と重複するところからみて、恐

らく同時に書かれたものであったとみられる。その中に現在の生活と心情とを桃源に對するのはやや別の側面で訴える一節がある。

如某乙、則弊軫枯絃、不敢輒、寓殘骸於東濃藕水之北灣、齋扁梅花無尺蕨、以万里為名、以漆桶為表号、每日蘆人樵子之業、徒習之、有二子、(一)號(號) (玉齋等記) (文明十三年) 一号千里、一号百里、辛丑五月、千里逝矣、今也百里一人而已、比常有小異也、伝承、京師諸老、往々掉風波之舌、而水遠山長之外、暗唾某乙、於戲、脩妬路藏海、示利衰毀譽稱譏苦樂之八物、々々便是無明種子也、人各從無明種子出生、連皮帶骨、豈有可逃之地、但以百歲之後觀之、則人與我、彼八物、皆成一室、全非斷見之室、然則一空之中、持戒也得、破戒也得、利衰毀譽也得、稱譏苦樂也得、落花舞而飛鳥歌、不亦快、

いま東濃に梅花無尺蕨の扁額を掲げ、(集九の法諱を捨てて)万里を名とし漆桶を号として二子を得て一子を喪う破戒の生活を送ること、そのことが京師諸老の暗に唾するものとなっているのを知ること、しかし煩惱は持戒破戒を問わず人を捕えるもので、百歳の後を以て観れば兩者の到るところは同じなのだ、また快ならずや、であると。桃源への書信にくらべても、破戒の自省をくぐり抜けた人の自負がみえて興味深い。美濃行以後の妻帯の生活の中で破戒の意識に沈淪することがあったとして、万里の自らに注いだ視線が叢林内部の退嬰にも向けられていたのでなければこの言は無意味に近い。

その退嬰とは、求道者を保護するための組織であった寺院が官寺として固定する過程で付属するに至ったであろうすべての制度的な弊害と、それが僧にもたらしたすべての内面的弊害であり、それらをここで列挙するまでもないとして、いま万里の還俗に際して問題となりうる事柄は少なくともふたつあった筈である。ひとつはかつて詩禅一致の課題として外学への関心を修道とやかに両立させるかの緊張の關係のなから、修道の日常をはずして詩文のみを業とすることの不安。学僧の活動は社会が寺院に与えた制度的・精神的特権の上に成り立っていたのであったから、その「落塵」の感覚は、倫理的にも、想像を越える底なしの不安を与えるものであった筈である。ふたつにはこれと深い関わりをもつが、寺院を離れていかに生活を維持するかの経済的な不安、これは還俗の問題において思想的ヴェー

ルの陰にかくれてみえなくなりがちな問題であった。寺院を出るとは新しい思想的営為に入ることでであると同時に新しい困窮を選ぶことを意味したであろう。万里のその後の経歴からみて彼は美濃齊藤氏とその家臣たちにパトローネージを求めることでこれに対処したらしきみえる。しかしながら還俗の当初においてその見通しは必ずしも確かなものではなかった。この不安に思想的扮装をもって決断をせまったところに叢林の体質的性格があった。万里の書状が倫理と理念を語ったのは、万里の偽善というよりは当時の叢林が、東班・西班の分業によって、学僧は少なくとも正統的有り様として生計を語る語法を持たぬことをよしとした伝統的な思考と無関係ではあるまい。

かつて雲頂院での小集が、乱裏での寺院の廃壊一般というより一山派の拠点であった蔭涼軒及び蔭涼職という制度の瓦解を予測させ、それが叢林内部での活路を見失わせたことが推測される。ここではさらに、「涕泣」する人々として横川・桃源の名が挙げられ、万里が景徐に対しても私情を伝えたことが注目される。その孤独と銳意の心情を吐露するに足るとみられたことになる。涕泣した人々は自らは破戒の生活に入ることはしなかったが、それは必ずしも万里の非凡と他の人々の凡庸を意味しなかった筈である。例えば桃源がさきに人々の批判を受けることのある蘭坡を弁護して「蓋し名の江湖に喧しき者は朴実なる能わず、才の著述に優れる者は浮華ならざる能わず、是れ斯文に従事する者の常理なり」とのべたこと(「先稿(二)補注(7)」)を想起し、その度量が史記の世界に沈潜した経験、あるいは沈潜しえた資質を思いやることもできる。

万里の詩文への傾斜は叢林の詩禅の共存がその根底にはらんでいた影の側面であり、「涕泣」するとはこの課題に對する理解の表現にほかならなかった。南江宗沅という人もまたこの孤立無援の虚無の闇に分け入ったひとりであった(今泉「イタカナモノ」について)『歴史と地理』昭和五六年九月/同「花上集について」本所『所報』昭和五九年三月)。この南江と万里とを等置する視点が近世の叢林において残っていたことを示す記事がある。延宝六年(一六七八)に完成し、宝永三年(一七〇六)に板行された卍元師蜜の『延宝伝灯録』卷三十五に「沅南江・九万里、更服返俗、然

不忘仏恩、尚崇三宝、其实存焉、頃世棄畦衣、而抗塵容者、本無信実心、飽食煖衣、惑於声色、非豈不報其恩、卻作書謗仏、夫真如法界、广大無辺、不挾凡聖智愚、任庶物群情意行、然其不思議薰習者、善惡輕重、記之不許、縱起撥無之見、恣烏有之言、後必有向汝責其口業、乞其飯錢矣」

(傍点引)とする。

かかる伝説の成立とそれが近世に至るまで語りつがれた事実は、ふたりの抱えた課題がいかに根深いものであったかを暗示するだろう。当時においてもこうした理解をふくめて周囲の反応が多様であったことが思われる。

なお文中に桃源からの詠詩の韻を同じくする十章を付すことがみえるが、これは「梅花無尺藏」二の丙午の作中にみえる。冒頭に「武蔵所作、二丙午末、三二

篇、岐陽之拾遺」とあるので、太田道灌の招きで武蔵に赴いた時の作品を整理した中に美濃時の作も拾遺として収めたものと思われる。詩の本文にも脚注にも書信中に出る人の名が出て、十章が書状の旨意と密接な関連を持つ

ことを語る。なかで注目されるのは「岳北一翁鳥鉢春、洛東諸老塵談親、起居想是皆安穩、毎々丁寧問路人」という、人々の無事を問うかみえ

境外にある一翁の姿が気にならざるを得ない一章の脚注に、「北等持蘭坡、此来入内講詩、実宗門之榮耶辱耶、東阜諸老無恙否」として、この頃宮中

で詩を講ずる蘭坡の姿に榮と辱とをみる視線である。そこに叢林の抱えた問題が集約されていて、万里は服を換えることで自らの答えを出し、桃源

は蘭坡も万里も共に視野に入れて体制内で生きたのである。

(8) この僧が永源寺山中で横川・桃源に師事し、横川の筆法を学んだこと、梅岑庵の十題語に励んだことは先稿(二)注(40)にのべた。改名の経緯は

『補庵京華別集』蓮甫字頌にある。

(9) 季弘の日録『蕉軒日録』(文明十六・四・廿六条)に「僧政上主自伊勢入

京師、謁于桃源、々々付予以一書、披読為慰」とする。僧政は文明十七・

九・十八条に「政上主至、求予之書東珣之二字、書而出之」とみえるので

道号を東珣と称したらしく、『日録』に時々季弘を訪ねたことがみえるが、桃源との知己については不明。あるいは季弘に依頼されて立寄ったのかも知れない。右の四・二六条の記事は『日録』での政上主の初出記事である。

(10) 『補庵京華別集』(文明十六)「招松壑侍者詩」に「東山青松社主盟桂林老人

者、今仏印也、社中有一少年、松壑是也、甲辰之夏、松壑特奉鈞明、任東

山梭殿頭、可謂榮矣、因憶星夕後一日、予携桃源等諸友、入社評詩、蓋一

時盛事也、美解未幾、錦歸伊陽、其游不勝繼絶、請洛下詩鳴、各詠一篇招

之、況予平日吟哦於青松、々壑二松之間者乎哉、詩曰、別來無日不悲秋、

七夕當時語女牛、伊水到京三百里、雙魚書斷恨空流」とする。桂林は大覚

派寂室元光―靈仲禪英―和甫齊忍―桂林と法系の続く永源寺ゆかりの人で

応仁二年には伊勢に赴いており、同年横川は永源寺山中にあって桃源の桂

林宛書状に付して詩を送ったことがあり(『小補東遊後集』)、翌三年にも利

涉守漆の詩韻に依って伊勢の桂林に詩を送っている。桂林は文明三年夏に

永源寺に移居しているから(『小補東遊統集』)山中の生活を共にしたこと

がある訳で、桃源・横川と親しい間柄であった。横川はこの後文明十七年

三月には桂林の依頼で少桂□久のために字説を製し(『補庵京華別集』)、

更に同三月、桂林の住真如寺に際して江湖疏を製している。松壑は同じく

靈仲の法嗣傑岩禪偉の法孫であり桂林の法姪に当る。その松壑が梭殿頭を

勤仕したのを祝って詩筵が催されたものである。桂林は天隱龍澤・正宗龍

統・景徐や月舟秀桂とも親しかったことが各々の語録にみえる。門派をこ

えた学芸詩文の仲間であった。『勅規桃源鈔』には「青松云」として桂林

の説を引くところが数ヶ所あるので(五〇・五一・五二・五六丁)、その

方面でも桃源の評価するところであったのであろう。雲章のこの講席には

桂林も列席している(同鈔奥書)。「先稿(二)」注(13)参照(なおこの注で

桂林を継宗禅派の師としたのは誤りで同じく和甫の法嗣で兄弟の關係であ

る)。

但し冒頭の「招松壑侍者詩」はこの七月八日の詩会ではなく、その後間

もなく松壑が伊勢に帰った儘になっているのを惜しんで帰洛を促すために

諸僧の詠詩を募ったことに係るもので、桃源もこれに参じたと思われるが

その詠詩はみえない。七月八日の詩題は「星夕後逢個人」と題して『別集』

に「会青松軒」と題下に注する「移・時・枝」韻の詠詩がそれに当るだろ

う。

(11) 『補庵京華別集』(文明十六)に「留月在松甲辰中秋、余蒸雨煮、三五中秋吟拳觴、

君今袖裏有錢塘、胥溝如昼長松樹、夜半月明來上涼」とする。「蕉雨」は桃源の別号で、その齋室の称であろう。因みに桃源の別号については先稿(三)注(37)に触れたが、「蕉雨」については彦龍周興『平陶文集』二「伊川春雪」題詩中に「回思蕉雨斷腸時」の詩句があり「蕉雨桃源自號」の脚注がある。蕉字は『四河入海』(一ノ上五裏)に「坡之聞抄号蕉雨余滴、因桃源所講也、桃翁号蕉了、蓋以蕉堅絶海和尚之后裔也」とあり、絶海中津の号蕉堅に依って「蕉了」「蕉雨」と号したことが知られる。兩字については永源寺山上に在った頃しきりに「春雨」の号を用いているので、『百衲稿』『大谷本小補東遊集』、ここから一字を採ったものであろうか。

(12) 『実隆公記』(文明十六・八・二七条)に「晴、向徳大寺亭、東坡詩講尺^{第二}巻初也、歸路向桃源和尚室」とする、桃源が東坡詩を永源寺山上で講じていたことは先稿(二)注(40)(56)でのべたが、早くから親しんで得意の題目でもあり、周易研究の合間の息抜きにもなっていたであろう。徳大寺第^{第一}における講義はこの日から始まって月に三四回のほぼ定期的に行なわれたらしく、文明十八年十一月一日の第十二巻講義まで続く。史料が『実隆公記』の記事に限定されるので断片的な経過しか伺うことができないが、実淳・実隆のほかに勸修寺教秀、姉小路基綱、菅原章長らが聴聞することもあった。この一件で注目されるのは桃源の廷臣グループに接近してゆく姿勢である。とくに実淳に対しては周易の講義もしたことが知られており、実淳はその罰をうけて眼を悪くしたといわれた(『盲聾記』)。この迷信の存在と周辺の事情については別に小考したので参看を乞いたい。(今泉「易の罰をうけること―中世に於ける周易学習をめぐって―」『安田元久先生退官記念論集』一九八九年所収)。以下の東坡詩講義の記事はすべてこの徳大寺第^{第一}のことである。叢林の漢字は廷臣によって家学を再生するべくこの頃から頻りに撰取されるようになる。注(一)の「漢書抄」もその一例であった。

(13) 『蔭涼軒日録』(文明十六・十一・十九条)に「奉請鹿苑院主惟明和尚、結齋会、光伴横川和尚、喬年和尚、桃源西堂、宝処西堂、景徐首座、侍衣妙喜首座、侍真承英首座、小免僧等厚首座、瑞宗藏主、桂公及予十二員、齋籠持瓦硯一枚、杉原十帖奉贈鹿苑、伸今晨來降礼謝」とする。この齋会

は十月十三日に前蔭涼軒主益之集蔵が老病のために罷め亀泉に代ったこと(大日本史料、十月十三日条)、官寺を統率する僧録である鹿苑院主に對する儀礼としてなされたものであろう。また『蔭』(十・十五條)に「等持寺高先西堂」とみえることから、桃源はこの時既に等持寺を退院して相国寺勝定院に移居していたものと思われる(注(14)参照)。なお『蔭涼軒日録』は正文元年八月五日条以後佚失して文明十六年八月十八日条から再び記事があり、桃源の叢林内での活動をj知ることが出来る。本条はその意味での初出記事にあたる。

(14) 『蔭涼軒日録』(文明十六・十一・廿五条)「於勝定院本房、景尤侍者、禪客草飯有之、予亦赴之、蓋桃源西堂宮之、以故赴請也、今晚秉拂、後板本偃、禪客景尤、一頭首、一禪客也、的問的答、景尤源桃^源也」。この日相国寺の冬至上堂に際して後板本偃が秉拂を勤め、その禪客の役を桃源の小師景尤が無事勤めたのを祝って勝定院に齋会を営み、亀泉を請じたもの。亀泉もまた多忙の中を桃源のために応じたようである。

(15) 『蕉軒日録』(文明十七・二・十三條)「天宇小陰、夜間夢仙桃源之廬、煎藥入之於小器而歸予之居、夜間、啣清心丸一粒而臥、自入于臟腑、心地暢然、熟睡如平日」。夢中に桃源の居室にいて煎藥を小器に入れて持ち帰ったというのである。おそらく覚めてからであろう清心丸を飲んで心地よく熟睡できたという後半部は桃源から藥を得た前半部と照応する。行間に桃源をなつかしむ情がみえる。

この頃季弘は死を覚悟するほどの大病を患っていた。もともと病の人であった季弘の養生については、岩橋小弥太「病老頭陀伝」(『国史学』第四十七・八号)がある。文明十六年五月には南禅寺公帖を領しながら病のために入寺しなかった程に注意していた人に、十七年正月十三日に中風の症状があらわれ(同日条「夜間左臂忽不仁」)、その後医者^の治療をうけて「心地少困」「心地暢然」を反復するなかで日常の諸務を勤めていた。その二月四日、季弘は「予疾反復不可期」と覚悟をきめて蔵書の処分方を日録に示している。僧の示寂の後、友人僧や門人が遺品を諸方に頒つ史料が散見する。たとえば延徳三年に示寂した彦龍周興の遺品として「大蔵一覽十冊、高僧伝十冊」の和本が亀泉に贈られたことがみえる(『蔭』六・十

四条)。季弘の記事も生前に処分方を定めた様子を伝える史料として、一
禪僧の交渉範囲の広さ、身を潔くして一期に備える心構えを伝えるものと
して興味深い。かかる心境にある時の十三日夜に桃源を夢みたことの意味
もまた浅からざるものがある。知己の深さをみるべきである。この後も
四月廿一日に残りの書籍や墨跡類の処置、借金の返済についても逐一指示
している(廿一日条、申置候々事)。その「予疾反復不可期」の思いが強か
ったことを物語る。その後季弘は体調を回復して文明十八年十二月三十日
まで日録を記し、十九年八月七日海会寺に示寂した。桃源は「桃謂云、叔
季弘今月七日遷化、可憐、六十六歳、天隱同甲子、天隱近日不例、奈其命
云々」と慨嘆した(『蔭』八・十一條)。実際は六十七歳であった。季弘の
愛書の様子は日録にみえるが、自ら「書癖」のあることを認めた桃源と相
通じるところがあったのかも知れない。

(16) 『蔭涼軒日録』(文明十七・四・七条)「晚來桃源西堂、持横川和尚入寺
山門疏草案來、仍留之勸晚復、(略)夜來横川和尚為礼謝來于当軒、有寔、
打話及深更歸」。

横川の相国住持の話が何日頃から出されたのかは『蔭涼軒日録』の文明
十七年記事が四月朔日からしかなないので判然としないが、四月二日条に将
軍の「当寺入院御成事」と費用をどこから出すかが話題になっているので、
それ以前からのことらしい。五日に蔭涼職より書立が提出され、六日にこ
れを「許諾」し、その日が廿八日に決定されている。はじめ横川は一夜だ
けの形式的な入寺を希望したが、五月八日に瑞溪周鳳の十三回忌があるの
でその入牌仏事等を勤めるために住持を続けるように義政の命があった。

『蔭』(四・七条)に「相国寺横川和尚住持事、可為一夜之由見望之、伊
勢守亦同白之、雖然一日住持事聊爾也、來五月八日、瑞溪和尚一十三回忌、
入牌仏事等勤之可然也、其間可為住持之旨彼仰出則可乎之由白之、以其旨
可伝小補之由有台命、乃往小補伝台命」とある。

横川のこの入寺は再任にあたる。かつて文明十二年七月に義政が寿像を
描かせて著賛させた時に、横川の経歴が低かったので急拠形式的に相国寺
住持としたことがあった。寿像賛の本文は『補庵京華統集』に収められて
いる。その後尾に著賛と住持職の事情について識語が付けられ、「七月十

(益之案) 三日、蔭涼軒 奉大人相公鈞旨、持相国公帖來曰、相公命工繪壽像、求公
作讚語、而以位卑為嫌矣、今日帖降、不可辭也、十七日、不獲已領帖、着
黃入府謝恩、即日讚成、蔭涼曰、相公用事不容易矣、縱雖速成、請經數日、
以備台覽、庶幾使相公知閉門覓句之意也、廿四日、蔭涼呈上草案、相公一
覽了曰、始中終皆善、有帶弓劍鎮榑桑七十國之語、相公指曰、天下淘々、
治少乱多、我豈鎮七十國者哉、此語過実、改之、廿五日、改讚語呈皇、相
公曰、恰好」云々とある。この辺りは『蔭』記事がない時期なので貴重な
記事である。「位の卑きを以て嫌と為す」というのも面白いが、十七日に
公帖を受けて即日賛が成ったのを、益之が義政の気性を知っていて「縦い
速成すと雖も数日を経てから台覧に入れ、その間閉門して選句に苦しんだ
ようにみせよう」とするのは興味深い。果して賛を一覧した義政は大略よ
しとしながら、「鎮七十國」の句が実情から離れていると改作の注文をつ
けている。改削後の賛では「帶弓劍鎮東海之國」となっている。

したがって文明十二年の初任は当時の住持維馨梵桂の在任の儘の坐公文
で、十七年の所謂「再任開堂」にあたり、初めて入寺することになった
のである。義政がこの入院の席に臨席することに執着したのはかかる事情
によるかも知れない。再任の公帖は四月廿日に作製される。この時に義政
からは再任時にも公帖を出すのかどうか問われ、再任以後も入院があれ
ば公帖が出されること、僧録からは公帖に「再任」の字句がないことに異
議が出た。これらは官寺住持任命の基本的手続であり、公帖は鹿苑院へ伝
え、僧録から任命者に渡されたのである。『蔭』(四・廿条)に「午後謁
東府、横川和尚相国再任公文御判白之、相公問曰、再任亦有公文否、答、
勳入院則公文有之、無入寺則公文亦無之、乃御判出矣、相国寺住持職事、
公帖、任先例可被執務之状如件、文明十七年四月十六日 准三宮御判、横川
和尚、公帖乃伝鹿苑院、横川和尚為公帖礼謝來于当軒、持以三緇、打話移
越、(略)晚來鹿苑院來降、語予云、万宗和尚相国再任三任之公文、于今在
法任院、皆公文々言再任三任之字有之、今横川和尚再任公帖、無再任之字
不審也、布施下野守以先例如此書歟、又不知而不書歟、又失念不書歟云々」
とする。このような事務的の不備が問題となるのも、大乱以後ようやく種々
の儀式が再興されつつあった時期で、先例書類等が散失したためであった

る。『五岳前任籍』にこの横川の入寺について「第七九横川諱景三（三脚法座、小参周透藏主、元、文明十七乙巳四月廿一日領公文、同月廿八入寺、台施入）とみえる。山法座、元仁丁亥之乱以来再興、入寺始也、法胎五十七」とみえる。

(17) 『蔭涼軒日録』(文明十七・四・廿三条)「及婦調小補軒、有入院習、三會月翁和尚、勝覺院桃源、西堂及予、惊子聽之、入寺侍香樹茂叔、上堂禪(周麟)客麟景徐、小参禅客透月閑、習畢有宴、及晚歸。勝定院に移居したことは前年十一月十九日条にみたが、この頃同じく絶海の法系に属する天龍寺勝覺院に一時移ったのであろうか。注(18)所引の横川の相国入寺の山門疏にも「勝覺桃源師製文」とみえる。

(18) 將軍の諸寺渡御に際して前日に蔭涼職から連絡し確認しておくのが通例で、この時の様子も『蔭涼軒日録』に詳しい。乱後の混乱を経た後のことでもあって旧時の式順と現状の差が言及されている。

昔於山門内左辺有御棧敷、自惣門直御成于御棧敷、山門仏事御聽聞、仏事了過東廊、御入殿中、諸堂并室間仏事有御立御聽聞、今者無山門之故御棧敷亦無之、立山門左辺、山門仏事可有御聽聞、仏殿諸仏事室間等、皆於殿裏御棧敷可有御聽聞、悉反古也之由白之、御斎以後新長老於御所問可有御対面由白之、孰御領掌有之(四・廿七条)

廿八日条によれば略これに従ってなされ、上堂時の諸疏拈語は五疏(山門・諸山・道旧・江湖・同門疏)の中一疏だけが読まれ、四疏は読まれなかった。法筵がながびくためとあるが、それが將軍臨席のためであるのか、当時の通例であったのかは不明。この日の入寺法語の全文は『補庵京華新集』の冒頭に収め、桃源の山門疏、蘭坡の諸山疏、正宗の道旧疏、天隱の江湖友社疏、月翁の同門疏の全文がみえる。横川はその入寺法語を予め希世靈彦に示して添削を求め、その旨が入寺法語の前に収載されている。「横川和尚相国入寺法語、焚香一覽、如説古徳語録、靈彦生哀世而不耻者、在看此法語耳、乙巳閏三月晦、靈彦拜、(希世)予袖此卷、(希世)求村庵師添削、村庵掩卷絶嘆莫措、便筆於卷首為賜、華袞之榮、莫大焉、書為語録序云、小補景三(横川)。諸疏の作者といい、希世の添削といい、当代第一級の執筆陣が揃って、その意味でも記念すべき法会であった。後年東福寺の彭叔守仙が自身の文集にこれら諸疏の抜萃を覚え書き風に書き込んでいる

のも、それが典範とするに堪えるものとみなされたことを示している。この際彭叔が注目したのは再任者に対する称呼の仕方であつたらしく、諸疏の部分の抜萃であり、桃源の疏についても「山門疏桃源製之、有新命字」とのみ記す(『猶如昨夢集』下、四丁裏)。

なお横川の入寺法語の末尾に「三老謝諸并序」と題して桃源・寿春・揚伯三西堂に対する異例の謝語が載っているが、その序によれば、はじめ横川は再任のことが決った時に寺中の東堂西堂位で参列できるのが天応(瑞雲)・宝処の二人しかいなかったため、親しい桃源・寿春・揚伯を屈請する用意をしていした。しかるに四月十四日の結制に楞嚴会を啓き義政が臨筵した時に前任の惟明が俄かに春岩・蛭窓・心月の三人を請して立班西堂となした。そのため横川は「留此三人、略彼三人」ことにし、しかし謝語は掲げてその恩を忘れぬことを示したという。

惟明の処置は慌しいが、この措置の理由とみられる記事が楞嚴会直前の『蔭』(四・十二条)にみえる。「又來十四日、大衆誦經怠慢之儀有之者、不可然、去寛正二年辛巳、結夏御成、大衆誦經怠慢之儀、相公被起御噴(登御)恚、可令罪科大衆由、以伊勢備中守有台命、乃召住持雪庵和尚、評定衆永字林、維那性致藏主、於蔭涼軒伝敕命、先規如此、(靈政)眞境和尚雖為客東堂誦經被加大衆可乎、蓋無先規之故、非予意見也云々」というのがそれで、執政初期の義政の姿勢を伝えているが、かかる前例を省りみて威儀を整えるために急拠三人を準備したのであろう。その前日十一日に幕府より義政の袖御判を以て「不動兼弘拝領公帖事、不動禅客転位事、相伴給仕不時度僧事」の三条の禁法が出された直後で、『蔭』四・十一條、叢林規式の弛緩を正そうとする義政の意向を迎えようとする緊急の処置であったといえる。仏事経営や諸寺修覆のために多量の坐公文を発給して費用をつくり、幕府財政の重要な資源とする趨向の中で、義政には一方で未兼弘の僧に官寺公帖を与えることを禁じ、臨川寺など特定寺院の坐公文を禁ずる姿勢を保持する側面があった。横川の入院に際してその余韻のあったことを告げる小事件である。注(16)にみたごとく横川の任持は五月八日の瑞溪の十三回忌まで予定されていた。その仏事を了えて即日退院している。

(補1) 売書漢については先稿(二)注(58)に文苑と欠齒(とその子)の二商について触れたが、この文恩も叢林内部では知られた商人であったらしく、『蔭』に関連記事がみえる。

「文恩入道持風雅集來賀、前後集四冊、前集三卷、後集三卷、始末六卷也」(長享二・正・十條)、「文恩無註金剛經惠之」(同四・十六條)、「文恩來云、功叙劍南詩藥沽却之、可取否、八十五卷有之、統纂者七十卷有之、愚問曰、你歳如何、六十八歳、東坡翁六十六歳卒、然者吾当年可卒乎、阿々大咲帰」(延徳三・五・廿一條)、「於松泉軒有宴、三会横川和尚(略)顯等・文恩相争歌舞、一時快也」(同六・十九條)、「昨日文恩入道持鳥子一帖來、去年之嘉例也」(延徳四・正・九條)、「文恩持鳥子一帖、三場、文選六冊來、勸益与烟景」(明応二・正・十一條)、「文恩持金糸転曲香合來、将沽之、檢之予曾所持之香合、其裏昌也書松之一字、予高僧伝和本相副烟景留之也」(同七・十一條)。これによれば文恩は古書の販売ばかりでなく、香合など器物の売買もしたことが知られる。また延徳四・三・十二條に「文恩來云、仏母院安首座極貧僧也、雖有才瑞世不相叶、一級事可有理云々、予云、必可登庸云々」とあり、諸僧の間を廻っている間に内情を知ることがあって隠れた才能を見出して枢要の地位にある亀泉に紹介することもあったらしい。既に官寺の出世は極貧の僧には困難なものとなっていて、かかる才能を惜しむ人柄が諸僧に好感を以て迎えられたのである。叢林内部の生活はかかる商賈の存在によって、その相貌にひだを加えることになる。

(補2) 五山僧の詩文集等にみえる字説関係の記事の夥しい数にも拘らず、改名の事情を詳さに語る文章は少ない。その事情と横川・桃源の阿吽の呼吸をみるためにその全文を引いておく。僧名の選字は修道の象徴であると共にその美字の結晶でもあった。

瑞(永源寺) 卓(永源寺) 蓮(永源寺) 甫(永源寺) 藏(永源寺) 主、天資穎敏、筆勢翩々、後進俊秀也、先是子寓居山上、

原且夕親炙左右、如世所謂曰師曰弟子者、厚意可見也、癸卯之歲、以事入

洛、訪予小補、告曰、原以雪鶴字、桃源翁所先命也、願得一語為証、終身

至宝也、偶桃源至、予咲曰、詩小雅曰、脊令在原、兄弟急難、命意如此、

兄弟之相殺也、与(言本既) 而有其有急難、不如無急難也、桃源乃更字以蓮甫、予曰、善、蓋取高原陸

地生蓮華語也、又雜記曰、二十日某甫、五十以伯仲正字、原年僅二十前、程難測、以伯仲為字、未為映也、荷(余源寺) 分(會源寺) 永・曹(會源寺) 二源之派脈、以寿仏祖之伝、則是高原生蓮者也、祝々、拙偈一首、係於二大字之下、以贈其帰云、春回六月下塘風、君子与花相始終、千億釈迦唯一葉、由来活仏在詩中、